

五月八日東京税理士会の役員選挙が行われた結果、波多野重雄氏二、六七七票、添田正夫氏二、五四四票。一三三票という僅差ではあるが四年ぶりに青税連と政策協定した波多野氏が勝利した。

◎政策中心の選挙戦で勝つ

東京青税連では、東京税理士会の役員選挙に際し、

- ①税理士法改正については「基本要綱」を堅持する
- ②商工会等の顧問税理士制度は会員の合意を得て破棄させる
- ③付加価値税の創設には断固反対する
- ④会務の運営は、民主的に行うを骨子とする政策を「税理士会を明るくする会」のスローガンに各候補者に示して、署名により意思表示を確認した上で、選挙運動に突入したのである。選挙は、正に、政策中心に行われたのである。

青税連が人事派閥であつたり、選挙母体であつたとしたら、六五〇名の会員数で、二、〇〇〇名の

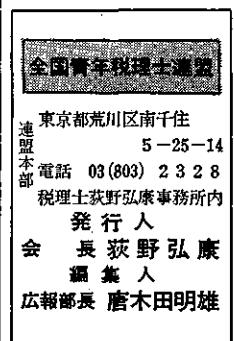
五月八日東京税理士会の役員選挙が行われた結果、波多野重雄氏二、六七七票、添田正夫氏二、五四四票。一三三票という僅差ではあるが四年ぶりに青税連と政策協定した波多野氏が勝利した。

◎政策中心の選挙戦で勝つ

東京青税連では、東京税理士会の役員選挙に際し、

- ①税理士法改正については「基本要綱」を堅持する
- ②商工会等の顧問税理士制度は会員の合意を得て破棄させる
- ③付加価値税の創設には断固反対する
- ④会務の運営は、民主的に行うを骨子とする政策を「税理士会を明るくする会」のスローガンに各候補者に示して、署名により意思表示を確認した上で、選挙運動に突入したのである。選挙は、正に、政策中心に行われたのである。

青税連が人事派閥であつたり、選挙母体であつたとしたら、六五〇名の会員数で、二、〇〇〇名の



人なのだから、勇気をもって、税理士会の針路を自決する仲間に加わり、輝しい税理士制度づくりと一緒にやって戴くよう強く要望したい。

公認会計士の中にも一部、税理士会を植民地のように考へてゐる

不心得者がおり、これらが、桜友会の幹部と談合し、税理士会を混亂におとし入れてゐるのである。

それ、僅差ではあつたが、代理入りや電話をしたりしたが、当局は一応否定してゐるようである。

若し、これらが事実であるとし

たら、このまま放置しておくこと

く頃には、大阪の選挙戦も終わっ

ているだろうが、青税連らしいス

ジの通った選挙戦を展開して貰い

たいたものである。

◎政策の実現に全力を

はできないだろう。公務員が、全

ての奉仕者として、職務に忠実で

なければならぬのは当然のこと

で、民間の自由職業人の選挙に干

渉するなどもってのほかである。

いすれ、大蔵委員会などでとり

あげ、正しい選挙が行われるよ

う方策を講じなければならないと

思う。退職官吏の方も、税理士と

して開業した以上民間の自由職業

税理士会に希望の光がさしこんで

きた感じがする。

添田執行部の時は、一頑だにさ

れなかつた青税連の主張にも、新

執行部は耳を傾けてくれるだろ

う。勿論、われわれは、健全なる

在野精神を堅持し、いうべきこと

はいい、正すべきことは、正して

いかなければならない。

きる可能性は大阪次第だが、五分五分である。それにしても、東京で起きた民主化の波は、全国の税理士を勇気づけ、大きな広がりとなることであろう。われわれは、ボストン当ての人事派閥ではなく、政策実現のために日夜活動を続ける政策派閥である。候補者との間にとり交わされた政策が着実に実現されるよう、協力を惜しまず、又、その姿勢の当否について

従来同様、厳しいチェックを行ひ税理士制度の発展につなげていかなければならない。

東京青税連では、行政単位毎に部会を結成し、日常活動の充実に全力を注いできた。研究会、親睦会など会合の開かれないのでないといわれる位活発に活動した。

波多野会長実現の蔭に、東京青年税連会員の情熱的な活動があつたことを忘れてはならない。

東京に西に、自ら車を運転し、手弁当で戦いぬいた開業早々の青年税理士一人一人の努力の集積が、

波多野氏の勝利の原動力であつた。波多野勝利に沸く選対本部で

青税連の頼を伝わる涙は、眞珠のように美しかったことを、全国の青年税理士に伝え、各地での奮起を切に願うものである。

波多野氏が、連合会長に当選で

関心高い「顧問税理士制度」
「商工会議所等顧問税理士制度」
に対する税理士会々員の関心は誠に大きいものであった。

昨年暮もおしまった十二月二十五日、我が全国青年税理士連盟は、この問題の重要性に鑑み、全國二万六千の会員宛に、リーフレット「われわれは押ししつぶされよう!」——官制税理士事務所の出現を許すな!——を送付した。併せて署名ハガキ及び募金を訴えた。

わざか一ヶ月の間に、しかも年末年始という文書の雑多な時期に全国から、二、四〇〇の署名ハガキと、二二〇万円の募金が寄せられたのである。

およそこの種の訴えについてはなかなか反響が鈍いのが通例であったが、今回の呼びかけについては、極めて関心が高いことが立証された。

寄せられた署名の内訳を分析すると、全体に地方会員の関心が高いことがわかった。たとえば東北会などは青税連の会員数が五十一名であるがこの約倍に届する一一名(全会員数の一%)が署名をしてくれている。

その逆に東京、大阪は青税連の会員数より署名数がやや少いといふ現象を起こしている。

しかし総じて云えることは、税理士が政府当局の云いなりになつて、その行政政策の一助を担わせに大きくなるのである。

前後したが紙面をかりて、署名と募金に御協力いただいた諸兄に謝意を表する次第である。

反対運動のとりくみ

さてこの問題が大きくクローズアップされて以来、我が青税連は直ちに奉公体制で真剣に検討をは

おいて、『日税連・小企業対策失政糾弾! 商工会議所等顧問税理士制度反対緊急決起大会』を開催し、この問題が中小企業庁、商工省、商工会議所と日税連の間で暗黙のうちに了解されようとしている。

即ち、顧問税理士制度の賛否について『了解事項』は全くふれずこの制度が小企業者にとって有益なものであるかのごとく誤認している。云うまでもなくこうした制度は納税者国民の強い要請なくして成立し得ない。まして納税者の立場にあるべき税理士はそれを代表すべきである。にもかかわらず、了解事項は大前提で屈服している。もし仮に百歩譲ってこの制度を是としたとしても顧問となる

税理士の選任方法の主導権を握っているのは商工会側である。また指導対象者についても、原則として法人を除き、原則として度以後の予算計上をせぬよう訴えた。同時に各地方自治体に対して、この制度は税理士法違反を追及されることを恐れた商工会等が出現することとなり、我々一般事務所は破壊されることになる。また、この制度は税理士法違反を追及されることを恐れた商工会等がとつつけた制度、実質的には名儀貸し行為となる。逆にもし顧問となった税理士が一生懸命業務をやるなら、自分の事務所が潰れるばかりか、薄給重労の下請けとなるであろう。等々の点を指摘し、しかしながら、十二月二十一日に、日税連は商工会、商工会議所との間に、屈辱的な「了解事項」

の調印を行ってしまった。

屈辱的な調印内容

この調印にあたつて、日税連執行部はいわゆる歯止め策として守りの体制をとつたのである。この点がまず根本的に会員の期待を裏切っているのである。

即ち、顧問税理士制度の賛否について『了解事項』は全くふれずこの制度が小企業者にとって有益なものであるかのごとく誤認している。云うまでもなくこうした制度は納税者国民の強い要請なくして成立し得ない。まして納税者の立場にあるべき税理士はそれを代表すべきである。にもかかわらず、了解事項は大前提で屈服している。もし仮に百歩譲ってこの制度を是としたとしても顧問となるべき税理士の選任方法の主導権を握っているのは商工会側である。また指導対象者についても、原則として法人を除き、原則として度以後の予算計上をせぬよう訴えた。同時に各地方自治体に対して、この制度は税理士法違反を追及されることを恐れた商工会等がとつつけた制度、実質的には名儀貸し行為となる。逆にもし顧問となった税理士が一生懸命業務をやるなら、自分の事務所が潰れるばかりか、薄給重労の下請けとなるであろう。等々の点を指摘し、しかしながら、十二月二十一日に、日税連は商工会、商工会議所との間に、屈辱的な「了解事項」

は開信会(会長武田亨氏)である。

付加価値税創設を許してはならない

石龜邦俊（東京）

一、付加価値税登場の背景

昭和四十六年八月税制調査会は長期税制のあり方にについての答申で、EC諸国で実施されているEC型付加価値税を「最もすぐれた制度」であると礼讃し、事実上その導入を勧告したのである。その後、反対世論のために一時立消えになつてはいたが昨年の四月大蔵省は昭和五十一年度より付加価値税を導入させたい旨を示唆してきた。その後機会あるごとに導入を示唆しており、導入が間近に迫ってきた事を感じる所以である。これらについて、経済的な背景は、石油危機以来わが国の経済情勢が、減速經濟、不況の長期化、インフレ等といふ経済の悪化により、税収は伸び悩み、昭四十九年の税収不足が約八千億円、五十一年度の財源不足が約二兆円とも言われ、このような状況のもとで安定的な財源が確保出来るのは、一般消費税である付加価値税が最適であるといふ結論を引き出しているのである。

- (1) 物価の高騰を招き、国民生活を圧迫する。
- (2) 税負担の逆進性が強まる。
- (3) 中小企業の税の完全転嫁が困難

十一年度実施はムリという見方もあり、当面は、企業の優遇税制の洗い直しや、物品税の税率の引き上げや、公共料金等の値上げ、赤字国債の発行等によるとも思われるが、最終的には、それも近い将来、付加価値税の導入が考えられている。

二、付加価値税のもたらす影響

既に青税連は、昭和四十八年三月ヨーロッパに付加価値税調査団の派遣、昨年四月ヨーロッパ税理士制度調査団の派遣、本年三月には「付加価値税とあなた——おそれかかる天下の悪税——」といふパンフの作成と種々付加価値税については充分な研究を重ねている。そこで付加価値税が導入されると、国民、中小企業、税理士等にどのような影響をもたらすか、ヨーロッパでの例でも明らかなるとは次のようにある。

(8) 国税犯則取締法（国犯法）の適用による税務調査が行なわれる。

(9) 付加価値税の調査の際、国犯法の適用により税理士の立合権がなくなる。

三、付加価値税制への布石ともいわれる顧問税理士制度

この顧問税理士制度は、四十八年九月十一日自民党の中小企業基本政策調査会が発行した「小規模事業対策の抜本的強化について」、

年十五日・大阪)で、来る第八回定期議員総会(奈良大会)の概容が、次の通り発表された。

▲計画概要▽

- ・予定日 昭和五十年七月十三日(日)～十四日(月)

・場所並びに行事

これは商工会等に経営指導員、記帳指導員、顧問税理士を置き、零細企業者を国家的な立場で記帳慣行を確立させようというもので、良文化会館、(2)レセプション

(4) 大企業と中小企業と間に格差がある。

(5) 企業間信用の高い国では付加価値税の前払により資金繰りを圧迫する。

いわゆる官制税理士事務所の誕生と騒がれたものである。その他、「塙崎試案」によると、青色申告の要件を大幅に緩和するとか、各

税法の質問検査権は原則として廃止するというので、これらの美名の影に恐しい国犯法の適用があることに注目しなければならない。従つて付加価値税導入への準備といえるのである。

四、税理士制度に与える影響

税理士会の内部では賛否両論があることは周知の事実である。そ

の賛成論の一部に職域拡大論と結びついている会员がいるが、その論拠の背景に、税理士会を税務行政の補助機関化を前提としているところが大きな問題である。たしかに複雑計算事務に追いまくられ

た税理士が、専門家である税理士が幅広く訴えて行くことが急務である。既に、

地方議会、中小企業団体等も統合的立場で反対するとともに、税の専門家である税理士が幅広く訴えて行くことが急務である。既に、地方議会、中小企業団体等も統合的立場で反対するとともに、税の専門家である税理士が幅広く訴えて行くことが急務である。既に、

五、今後の運動のあり方

付加価値税は最終消費者に全額転嫁される仕組みからみて、国民党は本年三月二十七日日税連に先がけて、国会に向けて陳情をした。これからは、労働団体、消費者団体等にも呼びかけて反対運動を展開する時期であろう。

六、全青税奈良大会、要旨決る

及び宿泊、奈良ホテル、(3)会員懇親会、奈良ホテル

・その他 行事終了後、奈良の観光地めぐりがあり、統一コ

ースは「日本のふるさと、古代の遺跡と万葉の故地をたずねて」として、奈良・飛鳥の里、舞台古墳、高松塚等を訪れるバスツアーで、著名な講師が同伴して、古事来歴を解説してくれる。

暴政への批評裏る

全国に展開された役員選挙は大坂を除いて殆んど終了し、東京、名古屋では波多野・加茂両氏が当選した。とりわけ東京会・添田会長の敗北は日税連の会長でもあることから、極めて意義深いものがある。代った波多野氏は言うまでもなく四年前、日税連の商法対策委員長として業界史にその業績を残したことは知られる通りであり、制度のビジョンも添田氏との差異を明確にしていく。これが信任されたことは、日税連への不信・痛烈な批評に他ならないのである。

税理士業界が現在、二者択の岐路にさしかかっていることは誰の目にも明らかである。過去、我々は暗中模索と試行錯誤を経て、国民的視野から納税者の権益擁護を制度確立の基盤とした税理士法改正基本要綱を明らかにしたが、その矢先、日税連は会長交代から変質、木村前会長は積年の商法運動を惜し気もなく収束して大幅な後退に道を開いた。統いて添田会長は、顧問税理士制度の悪しき誕生を許し、税理士はいよいよ窮地に立たされたのである。

顧問税理士制度の実現が、今国会で鮮明化した付加価値税の前触れである。

税理士業界が現在、二者択の岐路にさしかかっていることは誰の目にも明らかである。過去、我々は暗中模索と試行錯誤を経て、国民的視野から納税者の権益擁護を制度確立の基盤とした税理士法改正基本要綱を明らかにしたが、その矢先、日税連は会長交代から変質、木村前会長は積年の商法運動を惜し気もなく収束して大幅な後退に道を開いた。統いて添田会長は、顧問税理士制度の悪しき誕生を許し、税理士はいよいよ窮地に立たされたのである。

顧問税理士制度の実現が、今国会で鮮明化した付加価値税の前触れである。

名古屋では波多野・加茂両氏が当選した。とりわけ東京会・添田会長の敗北は日税連の会長でもあることから、極めて意義深いものがある。代った波多野氏は言うまでもなく四年前、日税連の商法対策委員長として業界史にその業績を残したことは知られる通りであり、制度のビジョンも添田氏との差異を明確にしていく。これが信

任されたことは、日税連への不信・痛烈な批評に他ならないのである。

税理士業界が現在、二者択の岐路にさしかかっていることは誰の目にも明らかである。過去、我々は暗中模索と試行錯誤を経て、国民的視野から納税者の権益擁護を制度確立の基盤とした税理士法改正基本要綱を明らかにしたが、その矢先、日税連は会長交代から変質、木村前会長は積年の商法運動を惜し気もなく収束して大幅な後退に道を開いた。統いて添田会長は、顧問税理士制度の悪しき誕生を許し、税理士はいよいよ窮地に立たされたのである。

顧問税理士制度の実現が、今国会で鮮明化した付加価値税の前触れである。

主張　　日税連の刷新を訴える

税理士業界が現在、二者択の岐路にさしかかっていることは誰の目にも明らかである。過去、我々は暗中模索と試行錯誤を経て、国民的視野から納税者の権益擁護を制度確立の基盤とした税理士法改正基本要綱を明らかにしたが、その矢先、日税連は会長交代から変質、木村前会長は積年の商法運動を惜し気もなく収束して大幅な後退に道を開いた。統いて添田会長は、顧問税理士制度の悪しき誕生を許し、税理士はいよいよ窮地に立たされたのである。

顧問税理士制度の実現が、今国会で鮮明化した付加価値税の前触れである。

税理士業界が現在、二者択の岐路にさしかかっていることは誰の目にも明らかである。過去、我々は暗中模索と試行錯誤を経て、国民的視野から納税者の権益擁護を制度確立の基盤とした税理士法改正基本要綱を明らかにしたが、その矢先、日税連は会長交代から変質、木村前会長は積年の商法運動を惜し気もなく収束して大幅な後退に道を開いた。統いて添田会長は、顧問税理士制度の悪しき誕生を許し、税理士はいよいよ窮地に立たされたのである。

顧問税理士制度の実現が、今国会で鮮明化した付加価値税の前触れである。

税理士業界が現在、二者択の岐路にさしかかっていることは誰の目にも明らかである。過去、我々は暗中模索と試行錯誤を経て、国民的視野から納税者の権益擁護を制度確立の基盤とした税理士法改正基本要綱を明らかにしたが、その矢先、日税連は会長交代から変質、木村前会長は積年の商法運動を惜し気もなく収束して大幅な後退に道を開いた。統いて添田会長は、顧問税理士制度の悪しき誕生を許し、税理士はいよいよ窮地に立たされたのである。

顧問税理士制度の実現が、今国会で鮮明化した付加価値税の前触れである。

税理士業界が現在、二者択の岐路にさしかかっていることは誰の目にも明らかである。過去、我々は暗中模索と試行錯誤を経て、国民的視野から納税者の権益擁護を制度確立の基盤とした税理士法改正基本要綱を明らかにしたが、その矢先、日税連は会長交代から変質、木村前会長は積年の商法運動を惜し気もなく収束して大幅な後退に道を開いた。統いて添田会長は、顧問税理士制度の悪しき誕生を許し、税理士はいよいよ窮地に立たされたのである。

顧問税理士制度の実現が、今国会で鮮明化した付加価値税の前触れである。

税理士業界が現在、二者択の岐路にさしかかっていることは誰の目にも明らかである。過去、我々は暗中模索と試行錯誤を経て、国民的視野から納税者の権益擁護を制度確立の基盤とした税理士法改正基本要綱を明らかにしたが、その矢先、日税連は会長交代から変質、木村前会長は積年の商法運動を惜し気もなく収束して大幅な後退に道を開いた。統いて添田会長は、顧問税理士制度の悪しき誕生を許し、税理士はいよいよ窮地に立たされたのである。

顧問税理士制度の実現が、今国会で鮮明化した付加価値税の前触れである。

第三次

ヨーロッパ税制視察団募集

昨年、昨年につづきヨーロッパの一大勢力であるヨーロッパ税制視察団を募集することに決定しました。

一方、こうした業界内部とは別に、すでに政府・与党の税制調査会の副会長(藤井勝志代議士・自民)は「正しい納税を確保するための方策について」という小論で、税理士会及び税理士の締め付けを断行する必要がある」と断言しているのである。これは付加価値税の早期実施を唱え、その施策の一つとして書かれた一文の引用だが、彼らの付加価値税への並々ならぬ意欲が窺える。同時にこの税制が、税理士の制度に及ぼす決定的影響、行政下請化を示唆しており、一代議士の小論ではあるが、税調の副会長という立場を考慮すれば、黙過出来ぬものである。

このように事態は逼迫している。日税連の体質も一朝にして変革するものではない。税理士法の改正にしても、「基本要綱」一部

修正の声が一部に高いのである。

日本は三十名程度です。

日程は八月二十五日(月)羽田発、帰りは九月七日(日)で

ちょうど二週間になります。

詳しい旅程、費用等は別に御案内を出しますが、問合せは東京の湖東までお願いします。

わわれは選挙結果に甘んじることなく、日税連の再建と強化を目指し、総力を投入しなければならないのである。

税理士業界が現在、二者択の岐路にさしかかっていることは誰の目にも明らかである。過去、我々は暗中模索と試行錯誤を経て、国民的視野から納税者の権益擁護を制度確立の基盤とした税理士法改正基本要綱を明らかにしたが、その矢先、日税連は会長交代から変質、木村前会長は積年の商法運動を惜し気もなく収束して大幅な後退に道を開いた。統いて添田会長は、顧問税理士制度の悪しき誕生を許し、税理士はいよいよ窮地に立たされたのである。

顧問税理士制度の実現が、今国会で鮮明化した付加価値税の前触れである。

税理士業界が現在、二者択の岐路にさしかかっていることは誰の目にも明らかである。過去、我々は暗中模索と試行錯誤を経て、国民的視野から納税者の権益擁護を制度確立の基盤とした税理士法改正基本要綱を明らかにしたが、その矢先、日税連は会長交代から変質、木村前会長は積年の商法運動を惜し気もなく収束して大幅な後退に道を開いた。統いて添田会長は、顧問税理士制度の悪しき誕生を許し、税理士はいよいよ窮地に立たされたのである。

顧問税理士制度の実現が、今国会で鮮明化した付加価値税の前触れである。

特別試験違憲訴訟 の現状と支援の訴え

税理士特別試験違憲訴訟をする会 田賀 明（大阪）

特試違憲訴訟が大阪地裁より東京地裁へ移送され、49年4月1日、東京地裁民事第2部で第1回公判が開始されてより、早くも一年が経過し、去る4月22日には第6回目の公判があった。

当日弁護団が提出した準備書面は下記の通り。

目下、訴訟はその核心とも言うべき、訴えの利益（原告適格）をめぐって、原告、被告の激しい攻防戦が続いている。この点については、現在の学説、判例の多数は否定的であって、弁護団も本件訴訟を当初ちゅうちょしたことであったが、訴えの利益を広げて解釈していくという当時の判例、学説をふまえて訴訟に踏み切ったものであった。

大阪地裁の下出義明判長とことなり、東京地裁の杉山

克彦裁判長は名うての反動的行政法学者であり、最初はこの訴訟を門前払いにする気配がありありと伺えたのであったが、弁護団諸先生の非常な奮斗によって、公判を維持し、じりじりと実態審理に踏み込んで来た。

私達「特試違憲訴訟をする会」について昨年中には35名の会員増があり、現在185名。更に会員の増加をはかり、支援態勢を強大にしたい。弁護団には、この度、新進気鋭の東畠敏明先生が参加され、亀田先生以下8人の諸先生は毎回、非常な熱意と努力でもって公判に臨まれているのは、心強い限りである。

次回公判は次の通り。

○7月3日（木）午後3時より

○東京地裁民事庭第213号室

この訴訟は、7名の原告と一部役員が物好きに起したものではなく、特別試験廃止を悲願とする全国2万余の税理士の総意の代弁者として提起されたものである。全国の志ある税理士は、時間の許す限り、東京地裁法廷に参集して斗争を盛り上げ、裁判官に私達の熱意の程を示してもらいたい。

昭和五〇年四月十八日

準備書面

| 原告 | 岡 | 平 | 藏 | 外六名 |
|---------------|---------|-----|---|-----|
| 被告 | 税理士試験委員 | 外一名 | | |
| 右原告代理人 | | | | |
| 弁護士 | | | | |
| 同 同 同 同 同 同 同 | | | | |

第一、原告等は、本訴の原告適格及び慰謝料請求の基礎事実につき、左の通り陳述する。

一、原告等は、一般試験合格税理士（以下一般税理士と略称する）であるところ、自己の能力、信用、経験の上にたって、独自の力によつて顧問先を開拓し、税理士業務に従事しているものであるが、一定の期間税務署に勤務し、国税又は地方税に関する事務に従事して特別試験に合格した者は、

東京地方裁判所 御中

東京地方裁判所

東 本 相 芹 井 中 松 亀 田 平 藏 外六名
島 田 瀬 沢 上 田 井 得 外一名
敏 陸 孝 善 明 清 志 治
明 士 雄 雄 男 稲 田 亀 田 平 藏 外六名
江

右納稅者を顧問先に斡旋する等の行為をなし、原告等と一般税理士が右納稅者との間で顧問契約を締結することを妨害している。

原告等一般税理士は、納稅者との間で、顧問契約を締結し、租税申告、税務相談等の事務をなしていたが税務署職員であつて、退職後に税理士となるうとする特別試験合格者は、その職務に関し、顧問税理士である原告等一般税理士を無視してそれを関与させずに、税務調査を開始したり、又、原告等が納稅者の依頼により、帳簿に基き、正確に所得額と納稅額を算出して、申告をなしているにも拘らず、納稅者に対し、税務署独自の課税所得額を見込み、故意に帳簿を無視して所得が過少である旨脅迫したり、或は、納稅者に対し、原告等の税務処理が不正確であることを暗示するかの如く、すべての会計帳簿を税務署に持參するよう申向け、更に、納稅者に対し、再三に直り税務署に頭する"ことを求め、納稅者

をして、原告等一般税理士が無能であるかの如く信ぜしめて、原告等一般税理士と離反させて、原告等との間の顧問契約を解約させ、その後間もなく税理士となつて、右納税者との間で、顧問契約を締結し、或は税理士となつた上司又は同僚との間で顧問契約を締結させ、以って原告等から顧問の特試税理士の勧誘により、それらの者と顧問契約を締結しても、原告等一般税理士の能力を認め原告等を理解して、原告等との間の顧問契約を解除しない場合がある。この場合には、顧問先には、原告等一般税理士と税務署退職後の特試税理士の双方が顧問先のことは、原告等が既に述べた二階建、三階建といわれるものである。両者は、税務処理につき、その能力、見解が異なり、些細なことから意見の対立をきたし、業務につき、著しい支

障をきたしている。右二階建、三階建の顧問先の税務処理については、原告等は、原告等一般税理士が税務署在職中の上司、同僚、部下と面識があり、顔がきくということであり、その衝に当っている。原告等一般税理士は、特別試験より競争率の激しい難関である一般試験に合格して税理士となつたものであり、特試税理士よりも、税法通達等の解釈適用及び事実の認定に於いて優れており、特試税理士は、税務署に対する折衝も適切効果的になることができ、且つそれをなしてきているのに、特試税理士によりその職域を侵害されて経済的損害を蒙っている外、精神的にも侮辱をうけている。

これは、原告等が既に述べた二階建、三階建といわられるものである。両者は、税務処理につき、その能力、見解が異なり、些細なことから意見の対立をきたし、業務につき、著しい支障をきたしている。右二階建、三階建の顧問先が、二重、三重の顧問料を支払つてあるがため、顧問料の負担が過多になり、その値上げを求め折衝については、原告等一般税理士は無視され、特試税理士が税務署在職中の上司、同僚、部下と面識があり、顔がきくということであり、その衝に当っている。原告等一般税理士は著しい不利益を蒙つて税理士となつたものであり、特試税理士は、税務署に対する折衝も適切効果的になことができ、且つそれをなしてきているのに、特試税理士によりその職域を侵害されて経済的損害を蒙っている外、精神的にも侮辱をうけている。

原告等一般税理士は、かつての税務署等の職員であった特試税理士のかかる不徳義な行為によつて精神的苦痛をうけている。

右二階建、三階建の顧問先が、二重、三重の顧問料を支払つてあるがため、顧問料の負担が過多になり、その値上げを求め折衝については、原告等一般税理士は無視され、特試税理士が税務署在職中の上司、同僚、部下と面識があり、顔がきくということであり、その衝に当っている。原告等一般税理士は著しい不利益を蒙つて税理士となつたものであり、特試税理士よりも、税法通達等の解釈適用及び事実の認定に於いて優れており、特試税理士よりも、税務署に対する折衝も適切効果的になことができ、且つそれをなしてきているのに、特試税理士によりその職域を侵害されて経済的損害を蒙っている外、精神的にも侮辱をうけている。

原告等一般税理士は、かつての税務署等の職員であった特試税理士のかかる不徳義な行為によつて精神的苦痛をうけている。

右二階建、三階建の顧問先が、二重、三重の顧問料を支払つてあるがため、顧問料の負担が過多になり、その値上げを求め折衝については、原告等一般税理士は無視され、特試税理士が税務署在職中の上司、同僚、部下と面識があり、顔がきくということであり、その衝に当っている。原告等一般税理士は著しい不利益を蒙つて税理士となつたものであり、特試税理士よりも、税法通達等の解釈適用及び事実の認定に於いて優れており、特試税理士よりも、税務署に対する折衝も適切効果的になことができ、且つそれをなしてきているのに、特試税理士によりその職域を侵害されて経済的損害を蒙っている外、精神的にも侮辱をうけている。

税率をめぐる

若干の問題点

奈良大会 シンポジウム・テーマ
武山和正（名古屋）

1 昭和49年度税制改正により法人

税第66条第1項は改正され、わが国法人税の基本税率は40%に引き上げられた。

ちなみに、米国のは48%と

され、米国はそれは48%と

11条により、通常税率（Normal Tax）22%および特別付加税率（Surplus Tax）26%合計48%とされている。

もともと、同法第11条(d)項では、課税所得年2万5千ドル（邦貨換算7百万円）までの部分につき、特別付加税率の免除（Surplus Tax Exemption）を規定している。

これに対して、わが国の改正法人税法第6条第2項においては、資本金1億円以下のいわゆる中小法人については課税所得年700万円以下の金額については（前項の基本税率40%の規定にかかる）、法人税率を28%とする規定

| 日本 | 米国 | 差引△% |
|-----------|----------------|------|
| 40% | 48% | +8% |
| (年70万円以下) | (年2.5万ドル以下22%) | |
| 28% | 22% | -6% |

規定の仕方は、若干異なるけれども、日本の税率区分は、年70万円に対して同25.000ドル（邦貨換算700万円、前出）と同一の水準に達したものということができる。

2さて、本稿においてとくに指摘したい第一の問題点は、前記の税率の高低の差である。

3昭和49年度税制改正では、法人税法改正と並行して、所得税において課税総所得金額2千万円以下の部分について税率を適用する所得階級区分をおおむね1.5倍に拡大することにより累進税率の緩和が図られた。

たとえば、課税総所得金額一千

万円では、従来の負担税率33.16%から昭和49年度分同27.33%、同二千円では、従来の負担税率

く、同七百万円以下の部分に対しても逆に6%も重いのである。

中小法人に対する配慮が、米国に比較して、わが国ではよほど立ちはだかっているのである。

勿論、この指摘は、米国の連邦

法人所得税とわが国の法人税の税率の単純な比較に基づくものであることは断つておかなければならぬ。

諸外国における法人の実効税率負担水準は、統計上、現在、米国、

52.68%、英國、52%、フランス

50%・西ドイツ49.05%と発表さ

れていた。

わが国における既往の負担水準は、45.04%とされていたが、今

回の昭和49年度改正により、法人の実効税率負担は、49.47%に引き上げられたことになった（配当割合30%とした場合）。

4昭和49年度税制改正では、法人税法改正と並行して、所得税において課税総所得金額2千万円以下の部分について税率を適用する所

得階級区分をおおむね1.5倍に拡大することにより累進税率の緩和が図られた。

一方、負担税率でみると、課税

総所得金額7百万円に対する

税率2.2%弱に対して、中小法人の

税率50%・西ドイツ49.05%に対する

税率28%となるのである。

このように、所得税の税率引下

げにも拘らず、中小法人の軽減税率を引下げず従来通り据置き、税

率適用区分の従来300万円以下

を前記のように同700万円以下

と引上げるにとどめた。

この点が昭和49年度税制改正の公平を欠く一つの要素となつた。

4中小法人の軽減税率は、予想さ

れられた所得税の税率緩和に対応して

32%弱とした結果である。

この点を第二の問題点として指

出された。

この点を第二の問題点として指

出したいのである。

法人税と所得税との相関性は從

来、種々議論されているが、実定法上若干の混乱があり、財政理論上も帰一しない現状にある。

わが国においては、法人に対し

ては当初、営業（収益）税のほか

その所得は、長く所得税中の第一

若千の引下げが行われることを税

制の公平上当然期待されていたの

であったが、このように適用税率

区別の変更にとどまり結局、軽減

税率そのものは据置かれて引下げ

は実現しなかつた。

この点を第二の問題点として指

出された。

法人税と所得税との相関性は從

来、種々議論されているが、実定法上若干の混乱があり、財政理論

上も帰一しない現状にある。

わが国においては、法人に対し

ては当初、営業（収益）税のほか

その所得は、長く所得税中の第一

若千の引下げが行われることを税

制の公平上当然期待されていたの

であったが、このように適用税率

区別の変更にとどまり結局、軽減

税率そのものは据置かれて引下げ

は実現しなかつた。

表 法人関係税の税率と実効税率との推移

| 区分 科 目 | 49年度改正前 | | 49年度改正後 | |
|---------------------|-----------------------------------|---------------|--------------------------------|---------------|
| | 表面税率 | 実効税率 | 表面税率 | 実効税率 |
| 法 人 税 (国税) | 課税所得に対して 留保分 36.75% 配当分 26% | 29.93% 26% | 課税所得に対して 留保分 40% 配当分 30% | 33.04% 30% |
| 道 府 県 民 税 法人税割 | 法人税の 5.6% 1.68% | | 法人税の 5.2% 1.72% | |
| 市 町 村 民 税 法人税割 | 法人税の 9.1% 2.72% | | 法人税の 12.1% 4.00% | |
| 法 人 事 業 税 (道府県税) | 課税所得に対して 12% 10.71% | | 課税所得に対して 12% 10.71% | |
| 計 | | 45.04% | | 49.47% |

ING の 組 織 拡 大

種所得（普通所得に対し5%、超過所得に対し、資本金の10%を超える金額4%、同20%を超える金額10%、同30%を超える金額20%清算所得5ないし10%）旧所得税法大正9年法律第11号として取扱われてきた。

昭和15年の税制改革により、はじめて、独立の法人税が生まれて、完全なドイツ式課税（法人とその株主を別個の担税主体と見る立場）が行われるようになつた。ところが、シナウフ勧告により昭和25年からはイギリス式課税（法人の所得といつても実は株主

の所得に過ぎず別個の担税主体が存在しているわけではないと見る立場）に転じ、法人税を課した以上は、その法人から受ける配当に對しては再び課税しないという方針をとるに至り、細部の改正を経て今日に至っている。

5以上指摘した問題点に鑑み、中小法人の輕減税率に対する改正は早急に行なうべきであると考える。現行の28%はすべからく22%まで引下げるべきである。なお付言すれば、所得税の税率区分の金額を変更するに留め、

軽減税率そのものの引下げを実施しなかつたことは看過すべからむるもので、税制の公平上問題を投げかけたものといわなければならぬ。

派生的問題としては、租税特別措置法第25条の2に基づくみなし法人課税の特例に關しても上記問題点に触れる不公平を及ぼしているものといふべきである。

特に、みなし法人課税の特例は所得税と法人税の両体系にまたがった税制とも言えるため、一つの特異な立法上の配慮をするものといわなければならない。

駿河青年税理士クラブ 結成式

—代表幹事に藤曲君—

会員の増加が著しく、団体加入も時間の問題とみられていた静岡東部地区に、5月10日駿河青年税理士クラブが結成された。

駿河青年税理士クラブは、本部から荻野会長、後藤副会長、湖東総務部長三名がクルマで駆けつけた。クラブの目的は、税理士制度の発展・研究と親睦の三本柱からなり、全国青税連发展の一翼を担つていくこととなつた。

東京・大阪・名古屋・神奈川・鹿児島について六番目の団体加入であつた。

期待されている。当日は国鉄ストのため

さあしく、全国青税連への理解も大いに深まってきた。

現在、二十三名の会員があり、本日出席も十八名とかなり良好である。

年令も27才から76才まで、幅広く、しかも、和氣合々としており、団体結成に自信を持った。

私自身、青税連に制度問題での理論武装を求めてきたし、沿岸地区で行われた「顧問税理士制度反対緊急決起大会」に参加した若手会員からも「クラブ」結成の声が上り、大変やりやすかった。東海税理士会に新風を拂き起きた。近年・若手会員の増加が目

▲注1▼ 実効税率の計算方式は次のとおりである（改正後の例）
(1) 法人事業税は、次期の損金に算入されるため、当該年度の課税所得を、法人税控除前に引きなおす。
所得 + 法人事業税
 $= \frac{1}{1+0.12} = 89.29\%$
(2) 法人所得のうち70%が留保され、30%が配当される見込み。
 $89.29\% \times 12\% = 10.71\%$

▲注2▼ 地方税は、標準税率で計算し、また、中小法人に対する軽減分は見込んでいない。
市町村民税法人税割
 $33.04\% \times 12.1\% = 4.00\%$
法人事業税
 $33.04\% \times 5.2\% = 1.22\%$

89.29% × 70% × 40%
+ 89.29% × 30% × 30%
= 33.04%

(4) 地方税の実効税率は、それがそれ次のようになる。
道府県民税法人税割
 $33.04\% \times 5.2\% = 1.22\%$

99.99% × 70% × 40%
+ 99.99% × 30% × 30%
= 33.04%

99.99% × 5.2% = 1.22%



全青税
お国
めぐり

日本のふるさと奈良

—古代のロマンを万葉の野山
にみる— 池田 稔信(奈良)

いつでも自然と古文化が融合している点が「大和らしさ」で、一本草が歴史を語る全県全域が観光地であり、その楽しみ方もそれそれに分れて広範で、そのいづれもが短い期間では十分紹介出来ないのがホスト役の地元青税の悩みである。

しかしお互い日頃の数字とのにらみ合い、顧問税理士問題、付加価値税問題も忘れ、老樹を交え芝生のはりつめた春日の森には、天平の昔を物語る東大寺、興福寺の建物がそびえ、朱塗りの春日大社の社殿には縁が映え、千余の鹿がゆうゆうと遊ぶ景観だけは一様に満喫願えることと思っている。

さて、奈良の一年は宗教的起源をもつ古い伝統的行事と祭礼にふたを明け、しめくられる。

凍てついた冬の夜空を、紅蓮の炎につつみこむ若草山山焼き(二月十五日)、やがて東大寺二月堂のお水取り(三月一・二日)が奈良では春をつげる。これから一せいに、奈良での幾多の古刹の行事が続き、五月十一・十二日の興福寺新能と十四日当麻寺練供養、十九日唐招提寺のうちわまきが春の終りをつげる。奈良の行事、祭祀はやはり春が多く、また見事で

芋植えて鏡掘り出す大和かなーという江戸時代の俳句がある。いかにも大和、奈良の土地柄を表現しているものと思う。

今年の代議員定期総会は、日本のあるさと奈良で七月十三、十四日と開かれるが、今回この「お国めぐり」で七月十四日予定のエスカーションについてご案内を兼ねたいと思う。

奈良といえば修学旅行等で一度は猿沢の池や大仏殿を訪れたなつかしい想い出もあるうかと思うが、奈良、大和は、繩文、弥生の文化のあけばのから、古代統一国家への國造りにまつわる幾多の抒情詩とその遺構、仏教文化の輪入と天平の仏たち、さては万葉びとの心情が生きている万葉故地の野山のたたずまい。

いつでも自然と古文化が融合している点が「大和らしさ」で、一本草が歴史を語る全県全域が観光地であり、その楽しみ方もそれそれに分れて広範で、そのいづれもが短い期間では十分紹介出来ないのがホスト役の地元青税の悩みである。

しかしお互い日頃の数字とのにらみ合い、顧問税理士問題、付加価値税問題も忘れ、老樹を交え芝生のはりつめた春日の森には、天平の昔を物語る東大寺、興福寺の建物がそびえ、朱塗りの春日大社の社殿には縁が映え、千余の鹿がゆうゆうと遊ぶ景観だけは一様に満喫願えることと思っている。

さて、奈良の一年は宗教的起源をもつ古い伝統的行事と祭礼にふたを明け、しめくられる。

凍てついた冬の夜空を、紅蓮の炎につつみこむ若草山山焼き(二月十五日)、やがて東大寺二月堂のお水取り(三月一・二日)が奈良では春をつげる。これから一せいに、奈良での幾多の古刹の行事が続き、五月十一・十二日の興福寺新能と十四日当麻寺練供養、十九日唐招提寺のうちわまきが春の終りをつげる。奈良の行事、祭祀はやはり春が多く、また見事で

この薪能は、興福寺の南大門跡の芝生に大きい敷板を敷きつけ、舞台の四隅には青竹が立ち、それには薪をたく火床が吊され、黒い法衣をからげ白頭巾姿の僧兵達が控える。やがて鼓の音も冴え、渋い地謡が流れて夜の更けに火に、能面が浮彫され夢幻の世界に誘う情景も是非紹介したいもの一つである。

時間が許せば是非飛鳥路へ足をのばし、古京の伝称地を訪ねれば、田畠の中にはかりと古代の巨大な石造遺跡に出くわしたり、古代の英雄や歌人が恋歌を交した故地では、しばし古代のロマンに

この薪能は、興福寺の南大門跡の芝生に大きい敷板を敷きつけ、舞台の四隅には青竹が立ち、それには薪をたく火床が吊され、黒い法衣をからげ白頭巾姿の僧兵達が控える。やがて鼓の音も冴え、渋い地謡が流れて夜の更けに火に、能面が浮彫され夢幻の世界に誘う情景も是非紹介したいもの一つである。

時間が許せば是非飛鳥路へ足をのばし、古京の伝称地を訪ねれば、田畠の中にはかりと古代の巨大な石造遺跡に出くわしたり、古代の英雄や歌人が恋歌を交した故地では、しばし古代のロマンに

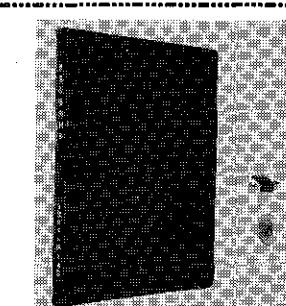
業務改善資料集

☆研究の成果☆

巨大な石造遺跡に出くわしたり、古代の英雄や歌人が恋歌を交した故地では、しばし古代のロマンに

ともあれ七月に、全国青年税理士諸兄のお越しをお待ちしております。

全青税の活動も本年で八年目を数えるが、制度面での活潑な運動と併行して、会員の業務改善に多大な貢献を果して来た。その集大成とも言ふべき、業務改善資料集(写真)が完成し、盟友ばかりでなく、広く一般会員にも好評を博している。勿論、これからも、改善資料の開発に務めるが、すべてこの資料集に集録できるよう、スタイルも加除式になつております。



夢を説く場所も数多くある。但し萬葉集や日本史六・八世紀についての簡単な予備知識を用意すれば尚夢ははてしなく楽しいものとなる。この辺りはまだ開発の手から守られている。又ついで乍ら、この奈良県の一部では税務行政上「税務指導連絡協会」と称する会が設けられ、この内に税理士会員も組織に組入れてることから、税理士制度上の諸問題を引き起し、これに大青税奈良県支部の青年税の面々が税理士制度擁護の為に取組んでいることもお伝えいたします。